

世話を爲し得ることもあるべし。何れの場合に於いても指揮事務所が徒步旅行加入者に團體にて廉價にして善き旅行用食料を直接に卸店より購入し得るやうにすることは極めて宜しきことなり。例へば腸づめスープ、卵、果實、毒汁、カ、オ、砂糖、チヨコレート、秋冬にはアルコホル分無きグローブ酒、茶等これなり。藥味を入れたる小罐を携帶することについては一言せば可ならむ。食事に十分の佳味の缺けたる場合に此の藥味は大に助となるべし。炊事用具、懷中薬品等は事務所より借ることを得べし。

アルコホルは如何なる形に於いてもこれを避くべし。反之清涼飲料例へば各種の果實汁の如きものを水筒に入れて携帶することは大に可なり。

特別許可

徒步旅行團の團員は少女義勇團の中央指揮部及び地方團體よりあらゆる種類の特別便宜を與へらる可し。故に例へば舊城、博物館及び其の他の觀覽の價値ある所に自由に入る許可、市街鐵道及び鐵道其他同様のもの、賃金割引の許可等これなり。

右の外旅行に對し諸種の便宜を與へ且つ旅行の間に自治自決の習慣を養はしめ又少年義勇團のなす諸種の練習等をもなさしむ。

第四章 開戦後の獨逸の青少年團

第一節 緒言

歐洲戰爭の勃發して以來、獨逸の青少年團の活動は殊に顯著な様である。政府に於ても戰爭の繼續と共に自ら壯丁の不足を感じるに至つて未だ徵兵適齡に達せざる青年に對して軍事的の教育を施し、獨り軍事に對して興味を起さしむるばかりでなく、進んでは志願兵として服役する準備を爲さしめ、或は種々の青少年に適する勤務に服せしめて居るのである。此の目的の爲めに政府は青少年の教育訓練を任意的の運動に任せず、政府自ら種々の手段を講じ、軍國の一員としての能力を増大することにつとめて居る其の施設は少年義勇團と相俟つて一般に少青年訓練の方法として吾人の参考すべきものが多いのである。

なほ最近の報道は獨逸に於て遊戯其の他の種々の體育を小學校に於て必修科とする運動が起り、先月アイゼナッハに開かれたる聯合教育會はこの動議を採用して政府當局者と共に、この方面的施設を爲さしむることに決したといふことである。從來遊戯の如きは比較的に閑却せられたる獨逸教育會に於て此の決議を見たるは今時の戰争によつて國民の體力増進の必要を如何に痛切に感じたかを示すものである。

第二節 開戦迄の情態

獨逸國民は尙武の氣象に富み、規律を重んじ質素を旨とし、且最勤勉努力する國民である。併しながら獨逸國に於ても近時物質的文明の進歩特に工業の急速な發達に伴つて漸次華美淫佚の風が國內に瀰漫し、道徳を悪化し身體を虛弱ならしむる傾向を來たし、就中社會主義の侵入は漸次愛國と尙武と規律とを重んずるの美風を侵害し始め、此等の惡風は特に義務教育を終り軍隊に入る迄の青年に感染し易く、從つて國家の前途大に憂ふべきものがあるの狀を呈したので、社會の先覺者は之が救濟策を講ずることが急務であると認め、前世紀の末頃から本世紀に亘り多數の社會的青年教育團體が續出するやうになつた。然るに當時佛蘭西では徵兵年に達しない青年に盛に軍事豫備教育を行ふやうになつたから獨逸の各種青年教育團體も其の多くは之に對抗する爲體育殊に軍事豫備教育の方面に偏して精神的の教育を等閑にする傾向を來たし、從つて之に對する非難が起り、殊に宗教家は自ら宗教的の青年團を作り、茲に體育を主とする團體と宗教的に精神教育を主とする團體と相對抗し相爭ふの有様となつた。茲に於て此等の社會的青年教育を統一し、最獨逸國に適する且最時勢に合する青年教育を行ふの必要を認め、千九百十年冬普國議會開會の勅語に於て、國王は此の問題の最必要なるを述べ、且之が解決の爲經費の支出を要求し、議會は此の目的の爲百萬マルクを支出するの協賛を與へ、又當事者たる普國文部大臣は各種青年教育團體の統一と此の事業の發達とを促す爲に翌年一月左の要旨の訓旨を發したのである。

普國文部大臣訓示の要旨(千九百十一年一月十八日)——最近十年間に於ける生活狀態の變遷は家庭並社會に悪影響を及ぼし、從て發育中に在る青年に體育上殊に道徳上の薰陶に關し大なる危險を感じするの狀況となれり。是を以て青年に體力並德義の圓滿なる發達を促すべき處置を講するの必要益々痛切なるに至れり。此等の必要は又長く子弟の教育に從事し此等諸經驗を知悉したる諸士よりも切に希望せらるゝに至れり。政府も亦我國民將來の爲多大の價値ある青年教育を以て現今に於ける最重要なる任務と確信す。

從來從事しつゝある此の種の事業に對する熱心を阻害せざるが爲には、此の青年教育機關を同一の形式に改變するが如く強ひざるを以て得策とし、爲し得る限り在來の各種青年團體をして自由に發達せしむるを要す。但し其の目的を一にし以て互に連絡を努むることは缺くべからざることとす。而して此の事業の效果如何は實に自ら直接青年教育に與る人士と又此の事業の普及に從事する人士とに論なく、自ら進んで之に貢獻するや否やに關するものとす。市政機關及學務委員等は茲に前途遼遠にして而も多望なる事業を有するものと云ふべし。本職は此の事業の既に到る處(一部は模範となすべき方法を以て)に於て實施せられつゝあるを斷言するに憚らず。町村に於ては郡政機關にて此の事業に對する誘掖指導に任せば其の確實にして效果あるや必せり。然れども子

弟教育の事業たるや、先づ其の職業階級の如何を問はず各人士の愛國心に訴へ、進んで事に從ひ己を犠牲として之を贊助し之に好意を有することを最緊要とす。是を以て從來各人士又は宗教團體、體育會、運動俱樂部等の如き各團體より本事業に寄せたる同情並犠牲的奮勵をして一層大ならしめむことを切に希望して止まざるなり。

普國政府は各官廳にして空地器具並人員の許す限りは此の事業の要求に應じて之を提供することの緊要なるを認むると共に、各派宗教家の有效なる援助を大に期待するものなり。

尙本職の隸下に屬する官衙官吏並教員は其の學校以外に於ても亦青年教育に參與することを確信す。

各種の本事業にして互に妨害することなく適當に共同の目的に向て協力せむが爲には、此の事業の施設なき地方に於ては、爲し得る限り各縣内に適當なる機關を建設するを可とす。此の建設たるや各地方各異の狀況により決して同一轍に出づべきものにあらず。例へばオツベルン(地名)の如き人口稠密工業盛にして而も他國語を使用する住民を混ずる地方に適する形式を移して直に他の地方に用ふるは不可なり。殊に必要なるは從來既に成立しある設備に顧慮して寧ろ之を助成するに在り。

此の事業發達の基礎をなす第一要件は各地の機關慎重なる注意を以て自ら直接教育に從事するに

在り。此等は「青年教育市町村委員」に於て處理するを得策とす。各町村機關は勿論、各學校長及び學務委員も亦必要なる經費、場所並之が設備を遺憾ながらしむるを以て最緊要なる任務とし、先づ直接教育の任に當る適任なる人物を選擇するを要す。實に適任者を得ると否とにより其の效果に大なる差あるものなり。又一地方に多數の青年教育會現在する場合には、爲し得る限り此等を連合して其の軋轢を豫防し、且講演及儀式等施行の際は互に協同せしむるが如く努むるを要す。

郡管轄内に在る市町村に於て設置せられたる此の機關をして十分活動せしめむが爲には「青年教育郡委員」を設くるを要す。此の委員には勢力あるか或は特に經驗ある私人、實業家、宗教家、教師、體操教師、郡醫、司法官、將校等を以て之に充つべし。又郡長及郡視學は其の主要なる任務として適任なる人物を選び、必要な費用を支出し且必要な施設を實施すべし。

又各縣には「青年教育縣委員」を設け官廳的の威嚴を避けて縣内に於ける青年の教育に關する全事業を統一せしむるを可とす。該委員は青年教育の特種の方面に於て十分の經驗を有するか或は此の事業の擴張に當り勢力を有する人物にして縣知事の監督下に在る者なるを便とす。此等には實業、衛生、實業學校の評議員並他の官吏の外尙各階級及各職業の代表者殊に青年教育に從事する團體の代表者を選ぶを可とす。此の委員は二十人に達するも支障あることなし。

縣委員の最重大なる任務は、必要な經費の調達を援助し、各郡市に於ける住民をして青年教育

の必要を理解せしめ、且崇高なる國家事業として又殊に社會の上流に位置するものゝ輕視すべからざる義務として此の事業に贊助せしむることに努力するに在り。又經驗ある人士體操若くは遊戲の教師をして郡委員に必要な援助を與へしめ、或は有益なる書籍を照會する等の手段により之を援助し且直接教育の任に當るべき指導者を養成するに在り。

此の事業は小學校を終りたる青年を義務的に入會せしむる所の國家の施設を行ふにあらずして、多くは從來既に此の事業に從事しつゝありし各種の團隊を援助するか、又は必要あれば新設置を促し、且此の事業を贊助する人士殊に此の目的に貢獻する團體をして政府並都市町村の委員と連絡して統一的に適當なる效果を收め、且市、郡、縣等の委員より與ふる援助及経費の補助により事業をして益々效力あらしむるに在り。

青年教育に關する目的其の範圍並手段に關しては附錄たる「青年教育の原則並指針」に詳にして此の指針は實に本事業に經驗ある人士の會合に於て評議を經たるものなり。

青年教育の原則並指針

一、青年教育の目的たるや精神爽快身體活動し、德義を重んじ且公共心、敬神の念並愛國心に富める青年を養成するに在り。之が爲家庭、學校、寺院並教育に努むる人士の教育事業を援助し發展せしむること必要なり。

二、青年教育には少年に愛情を有し且國家的觀念より此教育を援助せむとする人士の進んで協力すること有效なり。

三、必要なる經費は青年に同情ある保護者、町村郡及政府の補助により調達せらるべし。我が國民の將來に鑑み此の事業の多大の價値あることを思ひ、此の目的の爲義捐者の益々多からむことを期待す。

四、學校を去りたる青年の教育は十四歳以上入營迄の青年(二十歳)を包含し、之を十七歳以下との二組に分て編成するを必要とす。而して年長組の才幹ある者をして年少組の補助をなさしむるを要す。

五、學校を去りたる青年の教育に關する詳細は、其の達せむとする目的は勿論、尙成育中なる青年の特性、諸要求又特種の狀況を十分に顧慮して定めざるべからず。又此等には其の入會を強くる能はざるを以て、此の點に深く顧慮し其の手段の選擇に注意するを要す。

六、七、青年の集會を便にせむが爲一の俱樂部を設置するを必要とす。蓋し學校を去りたる青年に此の如き集會所を缺くときは其の閑散なる夜間の時刻を消去する爲市井の誘惑に陥るものにして飲酒のみならず尙一層恐るべき弊風に感染すればなり。俱樂部には讀書其の他の娛樂の器具を備付くるを要す。青年文庫、音樂會、讀書會、講演會等を催し、互に高尚なる親睦を謀ること必

要なり。

博物館の如き通俗の教育設備を利用し、又有識者の指導の下に記念碑其の他歴史、地理、博物等の知識を得るに價値あるか或は山水明媚の地を遊覽せしむるを可とす。遊戯場及強健運動の爲に雨覆體操場を設置するを便とす。但し此の如きものを新設するの必要を生じたときは、之を青年集會場、講話及談話會等に利用し得ることに顧慮すべし。各季節土地並機會を得るに從ひ健康に資すべき各種強健運動を行ふこと、即ち體操、通俗遊戯及遠足等と共に成し得れば又游泳漕艇をも行はしむるを可とす。特に地方に特有の遊戯及運動を行ひ以て愛郷心養成の機會を得しむること必要なり。

九、青年教育の實行は専ら唯青年を娛樂せしむるのみにはあらず。然れども若青年をして高尚なる娛樂に趣味を有せしむるに至れば其の效果の大部分を收めたるものと云ふべし。但し同時に娛樂中に適當に要求を加味して行ひ、青年の身體並精神養成の目的を達することに注意するを要す。

一〇、例へば強健運動を如何に行ふべきかは兒童體操指導法に多く掲ぐる所にして又學校を去りたる青年にも之を適用するを得。就中遠足に關するものを掲ぐれば次の如し。

遠足は先づ觀察力を養ひ、心氣を爽快ならしめ、天然の風景に親み、從て愛郷心及友誼心を起さしめ、且持久力を附與す。

之と同時に例へば休憩中には遠く展望せしめ、其の距離を目測せしめ、又行進間に平地に於て方向を正しく發見し、且地形の判断をなさしむること必要なり。

機會ある毎に各種の愛國的唱歌を歌はしめ少年の趣味の持久力を大ならしむ。

此の他多くの指導者養成の目的を以て補習教育を行ひ、此等をして如何にせば青年の體育運動を獎勵し且健康體力を發達せしむる様指導し得るか又同時に青年の意志性格及愛國心を十分に養ひ得るかの方法を會得せしむる様にすべし。

一一、此の教育事業は國家の爲頗る緊要なるも其の實施極めて困難にして、從て教師、醫師、宗教家、司法官、辯護士、農業家、技師、將校其の他本事業を贊助せむとする人士に委任するの外あらざるなり。而して青年の要求に適する様彼等を陶冶し、且精神並德義心を養成する様其の講話資料を選定し、其他宗教、博物、地理、人類、歴史等の諸材料をも選び、青年をして各自の職業の目的並各種職業の價値及其の必要なことを大體に於て知悉せしむること必要なり。各種の勇敢なる事跡の講演即ち身命を犠牲にしたる兵卒及諸將軍の勇敢なる動作は元より、其他職務の犠牲となりたる一看護婦の勇敢なる行爲の如きも、興味ある様適當に説明せば、大に青年教育に效驗あり殊に戰史は青年の士氣を振起せしむる上に多大の效果あるものなり。但し此の際には戰役の大體を述ぶるに止め、主として各箇人の經歷事跡を詳述するを可とす。例へば南阿弗利

加に於ける獨逸軍隊の戰闘及各種小戰闘の説明等にして、又適當なる聯隊歴史より恰好の資料を得べし。例へば「プランデンブルグ」地方に於ては七十年戰役に於ける第三軍團所屬部隊の行動を又東「ブロイセン」人には第一軍團所屬部隊の行動を選ぶが如し。

一一、一三、學校を去りたる青年の感化には適當なる習慣を養はしむると共に先づ獨立獨行の精神を發達せしむるを以て最有利なるものとなす。而して青年團體内に於て成し得る限り獨斷事に處するの機會を與ふるを必要とし、又此の青年團内に於て能く之を達し得るものなり。之が爲には青年をして團體の指揮を取らしめ、又各種の職務を分擔せしむるを可とす。

一六、從來の青年教育事業を如何に合同せしむべきか又は新設すべきかは其の地方の狀況によりて律すべきものとす。

一七、青年團を新設するを必要とする地方には、補習學校或は小學校及中學校に依託して組織する方法を從來の經驗により適當と信す。此の事業に參與する適任なる教師にして青年の信賴を得るを以て樂となす者には成し得る限り常に當該學校に勤務せしめ、又小學校及中學校にては此の如き教師少くも二、三時間は最高級に於て授業せしむるを可とす。是卒業する生徒をして當該學校に關係ある青年團に加入せしむること最容易且確實なればなり。而して青年團新設の爲に必要な場所としては出來得べくんば學校の建築物を提供すべし。殊に遊戯場、體操場、浴場等を提

供すべし。

一八、一九、殊に土曜日の夜日曜日の午後及夜間に適當なる催をなし、青年をして之に集合せしむる様努むること大切なり。

又家族、教員及其他の人士の青年教育に對する趣味を喚起する爲父兄會の如きものを催すを可とす。此の際青年をして體操又は遊戲を行ひ之を觀覽せしむ。此等の開催を國家の祝日等に行へば最妙なり。

二〇、以上述べたる所は決して完全なりとなす能はず。又詳細の點に就て如何なる方式を採用すべきかは其の際に於ける特種の状況及經費の多少にも關するものなり。而して此の方式の有利なりや否やは全く之を諸經驗の結果に待たざるべからず。然れども一般に此の事業に從事する人士の人物如何に關係を有し、此等の人士の周到にして忍耐と忠實とを以て進んで事に當るや否やに關係を有し且又青年及國家を愛護する精神の如何に關することは爭ふべからざる事實なりとす。是に於て各聯邦亦普國に倣ひ夫々青年の教育を統一するの氣運となつたのであるが、更に全獨逸帝國を統一する青年團體を組織しやうとして、千九百十二年五月獨逸皇帝の勅許を經て獨逸皇太子を總裁とし、フォン・デル・ゴルツ元帥を會長とする青年獨逸團¹(Youngdeutschland Bund)といふものを成立させることになつた。此の會の組織に方りゴルツ元帥の發した趣意書の大要は第

一章に掲げた通りである。

即ち此の青年獨逸團は從來あつた各種青年團體を聯合し、且全帝國に亘り此の事業を擴張したるものであつて各聯邦では國王若しくは世子が夫々其邦土内の總裁となり、各聯邦政府亦此の會に多大の援助を與へて居るのである。而して此の會の目的は少年の體力及精神を健全にし、愛國心が強くして剛健なる獨逸國民を作らうとするものであつて、會としては唯此の目的に従ひ一般教育の主義方針を統一し其の實施の細部に至つて各團體從來の習慣に従ひ或は地方の情況に合はせるやうにして成るべく之に干渉しない主義を取つて居る。此の如くして青年獨逸團は長足の進歩を以て發展し、之と共に全獨逸帝國の社會的青年教育も亦大に革新せられ、本戰役に至つたものである。

第三節 開戦後の情態

前節に述べた通り開戦前の獨逸の青年教育は適當な組織と方針と指導とに依りて實施せられたものであつて、此の結果良兵の基礎教育を形成したことは明かである。けれども其の目的は良民を作るに在りて直接軍事豫備教育を目的としたのではないのである。然るに開戦後陸軍當局は一方大に兵力の増大を企て、他方には兵員の損耗大なるを豫期し、此等青年に入隊前に軍事豫備教育を實施することの極めて必要であることを感し、茲に青年の教育を陸軍の手で統轄し、普國陸軍大

臣の示した一定の教育標準に向ひ、全獨逸帝國の青年に純然たる軍事教育を實施するやうになつた。即ち普國に於ては千九百十四年八月二十六日陸軍文部内務の三大臣連署を以て青年の軍事豫備教育に關し次の布告を發したのである。

布 告

我が國民各自の能力及獻身的精神に對し絶大の要求をなすべき非常の時機は到來せり。從て十六歳以上徵兵適齡に至る迄の青年も必要に際しては其の體力に應じて軍事上の補助勤務及勞役作業に從事せしむるをするのみならず、他日兵役に服する場合を顧慮せば特別の軍事豫備教育を施すことは極めて緊要なる義務と心得べし。

留守軍團司令部は普國に於ては地方の青年教育團委員を指導すべく命ぜらるべきを以て各地方に於ける軍事豫備教育實施上の細件に關しては當該留守軍團司令部に於て區處する筈なり。各官廳は右軍事豫備教育に對しては努めて便宜を與ふるのみならず其の發展に助力すべきものとす。而して從來既に青年教育に盡瘁せる人々に對しては、單に在來の方法に従ひ其の事業に從事するのみならず、更に同志の士を勧誘して大に本事業の發展に努力あらむことを望む。同時に普國陸軍大臣は年長青年に施すべき軍事豫備教育の標準として次の要旨の指示を發せり。

青年團に施すべき軍事 豫備教育の標準

十六歳以上の青年中義勇兵たらむことを出願して採用せらるゝに至らざりしもの多數ありしが、此等の青年に對しては武器を携帶することなくして實施し得る範圍に於て軍務の豫習を行はしむべく、殊に愛國心の喚起剛毅勇敢の氣象及決斷力の養成を以て最主要とし、刻下に於ける祖國危急の狀を說きて、祖國、皇帝及國家（獨逸帝國）に對する犠牲的神精神を振起せしむるを要す。

獨逸若し今次の戰爭に勝利を得るにあらざれば全く滅亡すべきを以て、吾人は勝利を絶對的必要條件とすることを祖國の守護に任する者は最新參最下級者に至る迄悉く心肝に銘すべきことを青年に理解せしむるを要す。青年に課すべき演習の種類は概ね左の諸科目を以て適當とすべし。

一、迅速に且靜肅に單簡なる隊形（横隊若し分隊縱隊）を組成すること。

此の際部隊を小隊及分隊に區分することは歩兵中隊に於けるが如し。

二、上記隊形よりの解散及迅速靜肅に再び同隊形に集合すること。

此の際方向及接觸を各自正確に保持することを要す。

三、號令及記號に依り分隊縱隊に於ける單簡なる運動を行ふこと。

四、特に衛生上行軍規則を教示すべき行軍演習行軍の步度及速度に關する規則。

大なる歩幅の要求。

演習場への往復行軍は以上の目的に使用し以て漸次其の距離を延長して行軍力の増進を企圖すべし。

五、右の機會を利用して地形に關する教育を行ふこと。

六、散兵線の成形分隊及小隊野外に於ける運動青年の注意心を喚起する爲度々不意に集合の演習を行ふ。

七、青年部隊の各種運動は操典の規則を嚴命するよりも寧ろ活氣充滿して快活の感覺を有するを主眼とすべしと雖指揮官の號令及命令に對しては嚴正なる服從を要求すべし。

迅速なる答解及呼名せられたる者の直に列外に出づることは教育するを要す。

八、地形に關する單簡の研究。

地形の戰闘に對するに意義及利用法殊に今日の火器に關し單簡なる説明をなすべし。

九、目標認識の準備として微細なる地物をも指示して行ふ地形の解説。

一〇、各種の視察演習。

一一、距離測量

一二、同一種類の物體を迅速に測定及計算すること。

一三、觀察せし事項を報告する豫習として記憶の演習。

一四、聽取演習。

- 一五、野外に於て爲せし視察より正當の判断をなすこと。
- 一六、觀察せし事項を正確綿密に報告すること。
- 一七、短簡なる命令を正確に傳達すること。
- 一八、野外に於ける導導。
- 一九、時計磁石電話並「モールス」符號に關する智識。
- 二〇、地圖の利用。
- 二一、信號。
- 二二、墻壁及樹木への攀登。
- 二三、單簡なる補助作業即ち結繩、浮標、筏補助、舟橋、道の施設監視哨所の構築及各種の渡河設備其の他天幕の布設、小屋の建設、野籠の構築、炊爨及各種野營の設備。
- 二四、擔架の組立傷者の救急。
- 二五、掩護及敵に近接の爲地形の利用。
- 二六、散兵線を以てする地形の利用及散兵壕の構築。
- 二七、掩蔽物よりの前進並掩護物への退却。
- 二八、兩部隊對抗して單簡なる任務の遂行。

二九、前哨勤務の説明、前哨の配置。

三〇、以上の諸演習の實施に際しては青年をして傳令、連絡、遞歩哨及偵察勤務に於ける獨立任務に服せしめ獨立心義務心及信力の養成に努むるを要す。

三一、青年の意志を鍛錬し忍耐力を養成する爲にはあらゆる手段を用うるを要す。而して一旦受けたる任務は各自極力之を遂行し中途之を放棄するを許すべからず。

三二、徒手及器械體操、駆歩、演習、單簡なる競技等に依る純粹なる體育は從來實施せられたる青年獨逸團の演習に準じ一回に長時間行ふよりも寧ろ其の回數を増加するを可とす。

三三、夜間に於ては野外勤務、監視勤務及宿營勤務に關する單簡なる學理上の教育をなすべく、殊に父祖の偉勳を説きて青年に深き印象を與へ、戰報を傳へ敵殊に東方に於て獨國內に進入して村落を燒棄し住民を放逐若は殺戮せしに對し敵愾心を強盛ならしむべし。

普國に次いで「ヴュルテンベルヒ」王國亦同年九月十一日陸軍、文部、内務三大臣の連署で普國と同一の布告を發し其の他の聯邦亦之に次いで同様の處置を取り、各聯邦政府皆普國に準じて青年の

軍事豫備教育を獎勵するやうになつた。

即ち青年の軍事豫備教育は法律的強制に依らず全く青年並其の父兄の愛國心に訴へて行ふものであつて、一般國民が時局の重大なることを自覺したのに基く熱烈なる愛國心と犠牲心とは此の方面にも溢れ、之に少年的好奇心と競争心とが加はり、從來青年團に屬した者は勿論新に之に加入する者も極めて多く、學校生徒亦之に參加し、遂に陸軍大臣の指示した年齢（十六歳以上）に達せぬ少年迄も來り加はり全國到る處頗る盛況を呈するやうになつたのである。

然るに元來獨逸では社會の階級及宗教の異なるに従ひ一致を缺く弊風があつて從來各種青年團體分立の傾があつたのも之が爲である。是に於て政府は戰爭に依つて一般民心の大に結合に傾いた好機を利用し、青年の教育からして此の弊風を除き以て益々全國民の團結を堅うし且國軍の基礎を鞏固にし併せて青年軍事教育の實施を容易にしやうと思ひ、地方毎に各階級の者を混する青年中隊（約百人を以て一中隊とする）を編成させ、中隊長には多く補充隊將校若くは其の他の將校を之に充て、此等諸中隊は各軍團管區毎に當該留守軍團長に隸屬する。但し伯林及「ブランデンブルグ」州に在りては總督に隸し、又普國以外の聯邦に在つては直接陸軍大臣若くは他の特に任命せられた高級將官に隸せしめるものもある。尙此の外各軍團管區に若干の現職將官を編成及教育委員として任命した。

右の通り政府は青年團の編成及教育に注意を拂ふと同時に一般の國民に對しては此の階級的反目打破の趣旨を貫徹する爲に次の布告を出した。

青年の軍事豫備教育は、兵役勤務に對する直接の豫備學校たるの目的を達成する爲、國民のあらゆる階級を包含するを要す。從て青年は勿論各種團體の指導者及補助者も亦國家に對する獻身的協同事業の爲に進んで此の趣旨を翼賛せられむこと希望の至りに堪へず。而して各宗派及學校等に依り分離するは軍隊の精神を統一する戰友觀念と矛盾するを以て、幼時より黨派的觀念の發芽を未然に防遏し、友誼心を増進せしむること極めて肝要なり云々。

又此の教育は已に述べた普國陸軍大臣の示した標準に基き軍事専門家に依りて行はるゝものであつて、中隊を以て行ふ演習を最大限とするけれども千九百十五年秋季には伯林の東部附近で大演習を行つた。此の演習は「フェルステンワルデー」青年中隊がその中心となり伯林及「フランクフルト」（オーデル河畔の）附近から集合した五千人の青年を以て行つたものである。演習は「フォン、レートブル」中將が統監となり南北兩軍に分ち「フォン、ステングリン」少將は北軍を「フォン、クノーベルスドルフ」少將は南軍を指揮し、二日間に亘る對抗演習であつて兩軍は歩兵、騎兵、機關銃隊、電話隊、衛生隊を區分し飛行將校亦之に參加したといふことである。

青年の教育と共に各留守軍團長は一般青年保護の爲に必要と認むる規定を設けたやうである。全

國に戒嚴を布いたので留守軍團長は自己の權限にて斯様な規定を設くることが出來るのである。其の一例として留守第十八軍團長の發布した規定を示せば左の通りである。

青年保護に関する規定

十七歳、以下の青年は其の兩親又は其の法定代理人若くは其の他の監督者に伴はれずして酒店「カフェー」、自動飲食店料理店及活動寫眞館に入り又は冬季午後八時夏季午後九時以後街上を彷徨すべからず又喫煙すべからず。

前項の青年に煙草を賣り又は之を與へたる者は處罰する。青年軍事豫備教育に對する社會一般の意向は最初は單に戰爭の要求に迫られた者であつて止むを得ないものとして之を迎へ、且之に奔走したのに過ぎなかつたが、其の後時日の經過と此の教育事業の進行とに伴つて、此の教育は獨り軍事上ばかりでなく一般青年薰陶の爲にも頗る有益であることを認めるやうになつたのである。之に對する一、二有力なる教育家の意見を見るのに一教育家は「少年軍の教練は時局に對する少年の興奮を邪道に陥らしめないばかりでなく之を善導するの最良手段である」と云ひ、又柏林の視學である某博士は「青年中隊は社會の階級及宗教の差別がなく、一切の青年を混合して編成したから從來此等の間に存在した反目を除き、各青年をして彼等は皆同一祖國の民であつて祖國に對して甲乙の區別のない義務責任を負ふものであるとの自覺を與へ、彼等の間には互に厚い友誼

心が起り、各階級相携へて共同祖國に盡すと云ふ觀念を養成することが出來た。これは本戰爭に依りて吾人の計らずも國民教育上に得た大なる福祉である」と言つて居る。

普國陸軍大臣の示した青年豫備教育標準には徒手教練は頗る廣き範圍に亘つて居るけれども銃の操作及射擊に關しては毫も之を要求しない。然るに補充隊教育等に從事した諸官の内には「右標準は開戦後間もなく規定せられたものであつて其の後一年以上の實戰の經驗に依れば此等青年の多くは將來歩兵となるものであつて歩兵の射擊教育必要の度は一層増大し、而も短時日の補充隊教育ばかりでは充分な教育を施すことが出來ない。故に青年の軍事豫備教育に於て之に必要な基礎教育を與ふる事は必要である」といふ意見を有するものは少くない。

又現時に於ける青年の軍事豫備教育は各自の自由意志に委せてあるけれども開戦後一年に亘る多大の努力をなしたのに係らず此の教育を受くる青年は獨逸全青年の五分の一であつて、他の五分の四是全く青年團に關係して居ない。元來國家の大勢を洞察することの出來ない青年及無智の父兄に其の獻身的精神ばかりに訴へて居ては到底好成績を得ないし、又今日迄の經驗に依れば利己心に富んだ使用主は被役者が青年團體に入ることを好まない。故に速に法律を設け之に依りて強制的に此の教育を實施することが必要であるとの意見も少くない。殊に「ホッヘ」教授などは青年の軍事豫備教育の價値が大であつて今後は法律的強制に依つて青年に普遍的に之を實施し、又戰

後に於ても之を永久的施設とするが宜しいといふ意見を有し、昨年十月此の意見を發表した。参考の爲左に其の要旨を掲げる。

我が國民間には強大なる努力を以て善良なる體育的運動が發達し來れり。此の運動の自然の結果として幾多の種類に分たれしが、最近に至り青年中隊を編成する青年國防團の施設を見るに至れり。

二箇の事情が此の施設に特別なる意味を與ふ。即ち一には此の青年中隊を創設し、之を促進し而して其の行動の規準を立てたるものは官憲にして、而も之が軍部の官憲なることはなり。他の一には青年國防團は全く特別の原因を有す。即ち現下の時局に促されて成立せるものなることはなり。現今戦闘が陣地戦となり永續すべき性質を有すること明となるや、官憲は其の犠牲の多くして其の盡すべき努力の大なることを覺知せり。又一方には夥多の青年は軍隊に就かむことを志願せり。然れども此等の者を同時に軍隊に於て教育することは不可能のことなり。故に彼等を一度其の普通の生活中に於て兵卒たるの準備教育を與ふるを可とせり。此の點に關し青年中隊の新設は最機宜に適したるものにして、此の成功を見たるは軍部官憲の判断と志願青年の意志に依るものなり。青年國防團に價值多き特徴のあることは疑もなき所なり。此の危急の秋に際して此の施設が如何に能く祖國の爲に盡す所ありしかを思ふときは此の施設を歓迎せざらむと欲するも能はず。未だ此の施設なき所に於ては速に之を設けざるべからず。我が青年は此の施設に依りてよく深く戦争を味ふを得べし。然れども青年國防團は軍事豫備教育でふ特別の目的を除くも其れ自身に於て青年に幸福を齎すものなり。之によりて青年は戸外に於て日光と空氣とに浴し其の身神を鍛錬し充分運動し、其の意志を正當に使用することを教へられ、自然を觀察し以て自己を國家全體に從屬せしめ眞面目に生活すべき意志を享受す。

此の新施設に對しても顧慮すべき點なきにあらざるは事實なり。此の點に關して學校は其の教育の時間と利益とを殺がれ、且學校教育の目的の達成困難になりしことを訴ふるならむ。全く然り。然れども吾人は青年中隊によりて已に得る所少からざりしことを認めたり。果して然らば他の點に於て若干の損失は之を忍ぶも可ならざらむや。而も吾人は今や國家存亡の秋に際會せり。刻下の急務は總ての目的を一の大なるもの即ち勝利を得むとするの意志に從屬せしむるにあり。而して獨り獨逸の學校が此の意志を等閑視することあらむや。

此の施設に對しては家庭に於ても若干の顧慮を惹起す。蓋し父母は其の子の學校の作業を忽にすること多く從つて學業の進歩せざるに至らむことを恐る。然れども此の懇求は杞憂に屬す。蓋し學校の要求は戰時は最高官憲の同意を以て低下せられたり又速成試験等の設けもあるを以てなり。青年に對する肉體上の辛勞過度にして健康を害すとの非難も往々に聞く所にして、此

の點は大に注意を拂ふ必要あり。之が爲には青年中隊は醫師を顧問とする可とす。然れども過度の辛勞によりて健康を害するが如きは要するに青年國防團の目的と容れざる所なるを以て當事者は之に十分の注意を拂へるを信す。又若干の家庭には青年國防團の爲不便を來たすことあらむ。又青年は興味少き單調にして辛勞多き仕事に對して倦怠を來たすことあらむ。新規のものに對する好奇の感情薄らぐに從ひ殊に然りとす。此の時には意志を堅固にし、時としては不快なることも忍び、且常に是祖國に盡しつゝあるものなることを頭裏に銘すべきなり。

青年軍事豫備教育に關する政府の方針に依るに、青年中隊は差當り本戰役中のみ建設せらるべき豫定なり。然れ共官憲が之を永久的施設となさむとするの意志を有するに至らむことは容易にあり得べきことにして又之を必要とするの意志は所々に於て發表せらる。然るときは恐らく現今之志願制度は廢せられ強制制度を採用せらるゝに至るべし。實際吾人は永久に亘り青年に兵卒教育の準備を與ふることが絶対に有利なることを認識するに於て人後に落つるを欲せず。誰か此の戰爭が最後の戰爭たるを斷言し得る者ぞ。果して然らば常に成し得る限り武備を整へ置くの外最良の方法はあらざるなり。故に吾人は官設の青年國防團を戰後に施設せむことを歓迎す。蓋し國家の福祉に資すること大なるものあるを知ればなり。家庭も亦此の考慮に慣熟するを要す。然れども此の新施設は家庭及學校よりの正當の要求と調和せざるべからず。之が爲には

は先づ家庭及學校を軍國的に作り上げざるべからず。勿論軍事教育を偏愛して學校の目的を低下すべきにあらず。是今の戰時に於てこそ正當なれども戰後及永久に亘りて此の如くなるべからず。獨逸の學校には今尙若干の缺點なきにあらざるも兎に角我が獨逸國民は今日の位置迄向上したり。故に吾人は將來に於ても學校の要求する程度を下げむことを欲せず。故に學校に於ける體操教育を今日よりも一層實用的となして以て軍事豫備教育に資せしむるを適當とすべし。之を今日より一層戸外に於て行ひ且青年國防團の目的に適する公の遊戯場を一層増加することも適當ならむ。如何なる場合に於ても吾人は一方に偏することは避けざるべからず。何事も善事は之を受用するに躊躇すべからず。併しながら其の場合に於ても常に忘るべからざるは祖國の爲に盡さむとするには高き精神上の教育と身體上の能力は二つながら吾人將來の爲同様の量に於て必要なることは是なり。

又本年初「ハンノーバー」に於て開いた獨逸體操教育會委員會は滿場一致で「獨逸青年は入營前に軍事教育を受くるの義務がある、之が爲には法律に依りて強制するに至るは避くべからざることである」との決議をしたといふことである。之に關し本年一月五日「ハンノーバー」新聞の所論に獨逸體操教育會委員會が青年の軍事豫備教育を法律を以て強制することに同意したることは、即ち獨逸體操教育會全體が同意したものと看做し得べく、是實に既に六十萬人即ち完全なる十二

軍團の人員に體操教育を與へ之を戰場に送りたる大團體のなせし極めて有力なる決議なりと云はざるべからず」と言つて居る。

又本年二月四日バイエルン新聞は同國下院に於ける青年の軍事教育に關する討議の光景を報じて居る。此の討議に於ける文部大臣及軍政代表者の説明は此の教育の效果及法律を以て之を強制するや否やに關する政府當局者の意嚮を窺ふ資料となるから左に其の要旨を掲げる。

文部大臣の説明

文部省は青年の學校に於ける教育及戰爭間に於ける青年の軍事教育に對し進んで助力を與へたり。但し其の際青年教育及學校の利害に關する各事項を顧慮せしは勿論なり。軍事教育をして其の目的に適合せしめむが爲には單に青年の隨意參加を以てしては十分ならず。又政府は社會黨の戰時に於ける動靜を見て一度ならず彼等が決して奉公の念なきものなりと斷すべからざることを認めたり。而して是亦社會黨青年の組織の賜たらざらむや。余は此の判断の平時に於ても亦正當ならむことを祈るものなり。……戰後に於ける青年の軍事教育の問題は之を戰後の宿題として控置し置くべきなり。此の教育たるや全帝國統一の規則を以て律すべきものにして之を配慮するは全然軍部の任に屬するものとす。帝國と各聯邦との間には本問題に關しては未だ何等の交渉なし。青年軍事教育を政府より強制する場合には文部省及其他の教育關係諸機關は之に對し純軍事教育開始の年齢は成るべく遅くすることを要求すべく、又學校及青年教育上の必要事項と其の設備とに十分の顧慮を拂ふべし。

軍政代表者の説明

青年の軍事教育の變態は軍事當局者の同意する所にあらず。戰後に於ても尙青年の軍事教育の繼續を法律を以て規定するの必要ありや否やに就ては、軍事當局者は戰爭前及戰爭の經驗に基き次の見解を要す。即ち普國陸軍省の企圖並計畫は未だ茲に説明する能はざるも要するに獨逸國民の精神の修練は獨逸の得たる戰爭に效果を齎したる因子中最重要なものゝ一なりと雖、各箇人に對し其の特性に從ひ、敵よりも一層良好に根本的に軍事教育を施したことも亦同様重要なものなり。而も戰後に於て敵が我が獨逸の有する優越に追及せむと努力すべきに依り、此の教育を益々完全ならしむこと必要なり。青年の體力を少時より鍛錬して不合格者の數を減じ、且戰鬪の必要に適應して兵卒の箇人教育の程度を向上し、獨立したる戰士に仕立つることは益々必要なると明なり。殊に今日に於ては從來の要求に加ふるに陣地戰に關する教育を加ふるの必要を見るに至れり。此の如く増大せる教育上の要求の實施を容易ならしむるには壯丁の入營以前若干年間最重要なる但し完全なる軍隊教練の範圍に屬せざる演習を豫習するの外あるべからず。獨逸以外の國に於ては已に一部之に似たる施設のあるを見る。其の施設なき國に於

ても戦後之を開始するならむ。然れども軍事豫備教育は十七歳に達せざれば之を施すべからず。青年教育の各團體學校等の施設は軍事豫備教育に對しては豫備的基礎を形成する點に於て有益なりと雖、青年の教育が軍事を目的とするの範圍に入るや其の教育は専ら専門家の手に委ねられざるべからず。故に軍事當局者が見て以て有益なりとする各團體の施設又は方法を妨碍するが如きことあるべからず。軍事當局者は日曜、祭日等に規則的に行ふ演習の廢止に同意する能はず。國家の福祉の爲には工業家及農業家も一週中其の地方の状況に適合せる半日を提供することを拒むべからず。今日迄の青年の軍事教育が如何に多大の效果を齎らせるかは補充隊の報告及現に其の教育を受けたる青年の言に徵して明なり。

第四節 本戦役に於ける獨逸青年の活動

千九百十四年八月一日獨逸は全國の陸軍に動員を令したのであるが、之と共に兵役に關係のない國民特に多數の青年は國難に當ることを希ひ、此等の志願者は熱心の餘り秩序もなく節制もなく各箇各別に先を争つて、或は書面に依り或は電話で或は自ら關係官衙に出頭して甚しいのは高級官吏に面會を求めて願意を陳述するといふ有様で、當時動員の初期で多忙を極めて居つた諸官衙は之が爲更に一層の混雜を來たし固有の業務を妨碍せらるゝことも少くなかつた。是に於て政府は倉皇布告を發して此の實況を一般に告げ且志願の申込は尙早きに過ぎるのであつて、各官衙は

目下の急を要する複雑な業務に忙殺せられて居るから志願の申込は寧ろ將來志願兵募集の舉がある迄暫く忍耐して待つやうに、又申込は一切書面を以てし且之に希望する勤務の種類を明記して差出すやうにと諭した。間もなく政府は各種志願者の用途及採用の方法を定め、必要の事項を一般に公示し、且地方の官衙、公署、學校及各種青年團等に訓示を與へ、其の後は秩序整然此等多數の志願者をして十分の活動をなさしめることが出來た。此の結果開戦以來獨逸青年が各種の方面に活動して直接間接に戦争の遂行を援助した功績は實に顯著なるものであるといふことである。今日迄に知り得た主なるものに就いて其の概況を述べれば左の通りである。

一、志願兵卒 各種學校並青年團等の管理者の熱心な指導と青年各自の熱烈な愛國心とは相俟つて志願兵の應募者は頗る多く、千九百十四年九月初に於て已に二百萬に達し、陸軍當局の計畫以上の人員を得たから政府は布告を發して志願兵の數は已に需用を充たして餘りがあり今後の申込者に對しては陸軍省は最早や何れの部隊にも配屬させることが出來ないから當分の内は申込を受理しない。他日更に必要を生ずる場合には其の旨を公示するといふことを告知するといふ次第になつた。以て其の盛況を知ることが出來やう。

二、軍務の補助 青年の中には軍務の補助を志願した者亦少くなかつた此等は國內の警戒勤務及警察の補助に使用せられた。又戰場に近い方面では直接軍隊に對する補助勤務に使用され、之が

爲涉鳥團に屬する一青年は鐵十字勳章を拜受したといふことである。

三、農業の助力 食糧問題は本戰を通じ獨逸の最重大なる問題であるから此の事業に服した青年は其の數頗る多いやうである。最初は主として青年團體に屬する者を使用し之が爲地方に依りては青年の農事補助隊といふものを編成した所もあつた。然るに千九百十五年初夏になつて小學校生徒も之に參加するやうになり同年六月皇帝は一般小學校の生徒の農家の子弟に農事休暇を與へ、且勅語を發し田圃と戰ふ兵員であるとして之を激勵した。(五輯資料第)又各學校は競うて校庭に畑を作り、教師の指導の下に兒童に馬鈴薯豆等を栽培させ、一般農作物増産の獎勵に努めた。

昨年九月獨逸新聞に掲載せられた記事は青年の農事助力に對する活動の一端を示すものであるから其の要旨を左に掲げよう。

「マインツ」の西南の一小市附近では九箇所の庭園及田圃は學校生徒及職業を持たない青年男女に依つて耕作され、彼等は熟練な婦人の指導の下に數隊に分れて農業に從事し豆、赤茄子、野菜及馬鈴薯を栽培し、其の收穫から得た所は赤十字社其の他の救恤金に充用して居る。

又涉鳥團に屬する青年女子群も耕作に從事し、小學校生徒中最低年の兒童も校庭に小圃を設け、喜んで豆類等を栽培し、又女學生は林中に在る果實を採集して冬期の爲之が貯藏法を講じ青年男子は出征軍人の爲に生じた労働の缺陷を補ふ爲收穫を助力して居る云々。

以上は青年の活動中最重大なるものであるが此の外年少の青年男女が各團體の統率の下に出征軍隊の出發を送り、或は停車場内で輸送軍隊に對する湯茶等の供給其の他の使役に服したことは尠くない。これ等は實に出征軍人の精神を刺戟し志氣を鼓舞し、その國軍に與へた效果は決して小なりと云ふことは出來ない。

すべての武器を執り得べき男子が身體の練習によりて武器を執るに堪へるやうになり、武器の練習によつて戰が出來るやうになり、新なる戰闘遊戯によつて戰闘準備を整へ、愛國心によつて戰に勇み立つ時に於いて、始めて斯かる國民こそは武勇の民と呼ぶことが出来る。 ヤーン

第五編 露國の少年義勇團



團 勇 義 年 少 國 露
(る て 穿 を 一 キ ス)



團 勇 義 年 少 國 伊
(號 信)



團 勇 義 年 少 國 伊
(溪 渡)

第一章 露國の少年團

露西亞に於ける少年團又は青年の軍隊的教育の淵源する所を尋ねたならば甚だ古いのである。

即ちビーター大帝（一六七二—一七二五）が其の少年時代に異母姉ソフィヤの迫害を避けて正母と共にモスコーエ郊外のプレオブラゼンスコエ村に閑居せる際同志の貴族青少年を集めて一箇の隊を組織し調練を行つたことがある。このビーターの組織したる少年團隊を露西亞語でボチエシヌイボルクといひ遊戯聯隊 Sport regiment の義である。此の隊が現在の露國皇帝近衛兵中のプレオブラゼンスキ及セミヨーフスキ兩聯隊の基礎を造つたのである。併しながらこのビーターの少年聯隊は現代の露國少年團とは何等關係をもつて居ないことはいふまでもない。現時の露國少年團運動の始められたる直接の原因は一には日露戰に於ける失敗と一には英國少年義勇團の刺戟である。日露戰爭の爲めに露西亞の蒙つた所の屈辱と共に國內は種々の思想黨派の運動によつて甚だしく紛糾を來たし、國の基礎をも破壊せんとする恐れがなかつたでもない。今にして將來の國家を背負ふべき青年の思想を統一し健全なる精神及身體を造らなかつたならば、たゞに今迄の屈辱をそゝぐことが出來ないばかりでなく、國家の將來に於て大なる危険の來る恐れがある。佛

蘭西に於ける青年の軍事教育が大なる成功をおさめたことは他の列強の羨んで見て居た所であつて露西亞も今青年隊を組織しようとするに當つては大に是等の實蹟を考へて其の計畫を立てたのである。



露國に於ける「ボーイスカウト」の基礎を置いたのは、近衛大佐「オレグ・バンチュホフ」と騎兵中尉「ザトルチエンコ」の二名である。甲は彼得府にあり乙は蒙斯哥にあり、何れも一九一〇年の頃英國其他を視察し、歸國後兩首府に於て中學々生より成る「少年偵察隊」が現れたが、その一は間もなく中絶し、他の一が所謂「ルースキイ・スカウト」なる名稱の下に新團體を形つくつた。この團體は一九一四年の八月に成形して海軍中將「ボストレム」が隊長となり、上記の「バンチュホフ」が副長となつた。蒙斯哥に於ては「少年偵察隊組織團」といふものが出來、太公妃「エリサエリヒヨードロウナ」殿下が親しく其總裁となられた。其後各地にも同様の「スカウト」隊が起り即「サラトフ」「アストラハン」「バツーム」「ペルム」「オデツサ」「キエフ」等に之を見、就中「キエフ」市の少年偵察隊は「キエフ」學管區長の助力があつて盛であつたさうである。續て一九一五年十二月には露都

に於て少年偵察隊に關する國有志の會合があつてこれに關する問題を議決したといふことである。此の如く露國に於ける少年偵察隊の運動は最近に及んだけれども要するに其及ぶ所は單に一部に限られ勢力亦頗微弱で現時の戰争に關しても何等特種の事業を爲したるを聞かぬ。從て之に關する著書亦た甚だ少くて茲に其詳細を報告するを得ざるは遺憾である。近時該問題に關し一書が出版せられて居ることであれば、該書到着の上は更に報告を新にすることができやう。併しこの少年偵察隊の輸入後間も無く露國に於てこの運動は所謂「ボテエシノエ・ウォイスコ」と稱する青年の體育、軍規の練習等を目的とする運動に移り行き、この運動は千九百十一年より十三年の交に於て一時露國の教育界に多大の論議を喚起したのである、今之を「少年團」と名けてその沿革の大體を記することにしやう。露西亞が少年團の編成に熱中し來つたのは千九百十一年より千九百十三年の頃にわたる間である。これより先千九百八年露曆一月八日露國皇帝陛下は手帖の一紙片に左の希望を手記して、之れを陸軍大臣に交付せられた。即ち豫備後備の下士に僅少なる報酬を與へて小學校兒童に兵式教練及體操を教へしむること之である。陸軍大臣は直ちに閣議に付して聖旨を實行するものがあらはるゝに至つた。續いて政府は全國小學校に內訓を發して少年團編成を獎勵することとなり、學校に通學する兒童に對しては條例を發布してこれに參加することを強制

した。此時に當り少年團編成の爲めに最も力を盡したのはパフムート、ブン小學校監ルツマーヴキツチ氏で其の管内の小學校に實施した少年團の教練は全國の模範となすべきものである。此の少年團の發起と共に發せられたる宣言書なるものは全く日露戰爭が露國に取つて千古未曾有の屈辱たるを認め此の汚名を雪ぐ爲めにはたゞ陸軍の精勵にのみ俟つべきではなく家庭、學校、及社會は皆同心協力して小國民の軍事教育に盡し銳意熱誠を捧げて軍隊的神精神の注入陶冶に努力すべきことを說いて居る。次で千九百十年七月露國皇帝は『小學校兒童に軍事勤務の素養を與へ、且つ成るべく齊整なる教習をなさしむるため、各地の軍隊は少年軍團の組織及び教練につき、能ふ限りの補助と便宜とを與ふべし。』との命令を發した。こゝに於て陸軍省は、この勅命を奉體して省令を發し、少年團の運動を獎勵したのである。

千九百十一年八月十日露國皇帝は全國各地より參集したる少年軍團の親閱を行はれた。當日此式に參加した少青年は文部省教務員遞信省陸軍省商工務省等に管轄せらるゝ諸學校の生徒約六千人に及び遠きはタシユケント、カフカズ、セバストボリ、オデツサ等から參集して總隊數八十四、その引率指導者は將校八十五名下士九名僧侶百七十名に達した、當日天覽に達した教練は銃の操法、射撃法、各種の體操、兵式教練、劍術及分列式等であつた。翌年再び露都に於て行はれたる露國皇帝親閱式は一層の盛況を呈して皇帝は皇太子内親王を從へて臨御せられ三時間に渡つて各種の

演習を見られたといふことである。その參集したる隊のうちには極東沿海州地方又は中央亞細亞等より來れるものもあつて中に歸化朝鮮人三十名の一團は殊に注意をひいたさうである。

露國少年團の編成の内容は各地の狀況によつて多少の差異があつて、經費の如きは一團隊より支出するもあれば有志者の義捐になるものもある。露都に於ける少年義勇團の隊長は陸軍大佐ナジモフといふ人であつたが、此の人は露都教育管區長ブルチエンコの熱心なる獎勵によつて此の少年團の運動に從事したのである。その一隊は名稱もピーターダ帝の少年軍隊の名稱を襲用してボチエシノエ、ウォイスコ(遊戲軍隊戰の義)と稱し、一時非常の勢を以て教育界を風靡したのである。然るに該運動の主唱者であつたブルチエンコが時の文相カツソと議合はずして其の職を去るに至つて少年團の運動は大に頓挫を來したとのことである。こゝには露國少年團の一例として、ウキリナー軍管區内の少年團の狀況を少しく述ぶることにする。同團は有名なるレンネンカンブ將軍の統率する所であつて成績優良を以て聞えて居るのである。

一、少年軍團は十歳以上十六歳以下の志願少年にして左の各項の要素を具備するものを以て組織す。

(1)兩親又は之に代る者の承諾ある者。

(2)露西亞住民にして、且つ基督教徒又は回教信者なる事。

- (3) 年齢に相當する知識體格を有する者。
- (4) 規定の制服を其兩親が供給する同意を得たる者。
- (5) 每月二十五コーベック哥（我が三十錢許り）以下の金額を少年軍團に貯金する事。
- 二、少年軍團の團兒は左の軍規に従ふを要す。
- (1) 皇帝及祖國の爲めに戰ふ事。
 - (2) 相互親睦する事。
 - (3) 長上には絶對に服從する事。
 - (4) 弱き者を助くる事。
 - (5) 常に獨立の精神を有し、絶えず進取的思想を抱き、防禦にも攻勢を取るべし。
- 三、少年軍團の編制要領は左の如し。
- (1) 總隊長の下に二人の將軍を置き『黃禍防禦隊』の長官とす。
 - (2) 右の兩隊は各々之れを中隊に區分し、中隊は更に半中隊に分つ。
 - (3) 半中隊以上の隊長は陸軍士官を以て之に任じ、以下は各學校生徒より成る。
 - (4) 團兒は年長者を射手とし、中年者を斥候とし、年少者を戰士若くは新兵と呼ぶ。
- 斯の如く少年團の運動は全露國に行き渡つて來たから政府は其の指導法を完むるの必要を認め、

ツベルスキー少將を編纂委員長として、小學校其他諸學校に施行すべき少年軍團體操法及敎練法を國定敎科書となして全國に頒布したのである。斯の如く露西亞の少年軍團は發達して來たのであるが、其の教育の方法が餘りに軍事的に傾いた結果其の弊害も從つて起つて指導方法に就て反對の意見を唱ふるもののが漸く多きを加ふるに至つた。此の事は獨逸に於ても認められたる事實である。

然るに今次の戰爭始まつて以來露西亞の少年團が如何なる活動をして居るかについては、之れを報道する材料が甚だ少いのを甚だ遺憾とする。今諸種の報道をあつめて見るに戰爭開始と共に新に種々の學生團が組織せられて、それ等の學生は種々の救護事業又は農業の手助け等に從事して居る様である。其の活動に關する報告の一例を舉ぐれば左の如きものである。

第二章 モスカウ學生團

モスカウ市立中學校聯合會は千九百十五年夏から農業團を組織し、農作物の收穫を援け其の外一般の農業に從事することとなつた。その成績は概して良好である、例へばスラビヤノ、セルブズキイ郡に於ては中學生より成る一隊が九十五戸分六百二十一デシヤチンの枯草と麥とを始末し玉

蜀黍を刈り取つたのである。此業に從事した學生一日千九百五十二名の多數に上り、その仕事は農民側より非常の満足を以て迎へられたとの事である。同郡會は學生團に對し深厚なる感謝の意を表し、八千五百ルーブルを贈與し該團はその金を以て石油發動機付打米器三個箕十個その他の農具を求めた。

昨年モスカウ學生團の働きたる地方は西比利亞土耳其斯且及び高加索の各地廿三縣の廣きに及んで居る。

モスカウ學生大會は、學生團はまづ第一に、召集のため壯丁の不足を來した家族の救援に赴かねばならぬ。次に一般の農家最後にもし必要あらば地主を助くるもよろしいことを決議した。各地の自治團體は此等の學生義勇團に對し旅費及報酬を支出し又農具を供給して居る。

而して此等の學生團は全露國を通じて聯絡を取り一致して祖國のために盡力す可きを目的として居るのである。

又千九百十六年三月廿七日發行のウトロ、ロスイは中學校、女學校、實科中學校、農學校、商業學校、工藝學校等が三十校一團となり中央委員會を設け戰時に際し大活動をなして居ることを報道して居る。この學生聯合會は附屬工場、一は螺旋銃の遊挺を製作する工場一次に裁縫工場に塹壕内にて用ひらるゝ望遠鏡製作場を有して居る。

此學生團は戰線にある同胞に送るために色々の贈品を作り、集めて居る。前年の降誕祭には中學生自ら贈物を携へて獨兵の話聲の聞ゆる程の戰線を訪ひ五千五百三十六留六十哥に値する煙草入六千個その他を贈つたとの事である。此時の兵士の喜びは一通でなく、聯隊長は兵卒を集めて、成人計りでなく少年に至るまで塹壕内に濡れ凍えつゝある兵士を忘れず、相共に祖國のために盡すことを感謝したとの事である。

第三章 田園事業と學生義勇團

五月十一日農務省は最平易なる文辭を以て新聞紙上に左の廣告を爲した。

肉類缺乏しつゝあれば、野菜を植ゑ之を乾燥し適當に製造せられよ、野菜は軍隊及一般國民の給養に必要なり、野菜は肉に代ることを得。

野菜の一ブードを栽培する者は祖國に務めを爲したるものなり。

最必要なる野菜はキヤベツ、人參、甘菜、糖葱等なり。

空きたる地面の一塊をも利用せよ。

收穫せる野菜は之を露西亞暖爐中に乾燥し、果實も亦た適當に準備せよ。

乾燥野菜の一ブードは九百六十名一日の食料に足る、即歩兵一大隊一日の食料たることを得。野菜はその量餘り多からざる時は之を無償にて農務局宛發達せらるべし。

詳細は彼得具羅土市農務局第八課に照會のこと云々。

プスコフ縣に於ては兼て傷病兵給養を目的として設備せられた所謂公共耕地の開設式があつた。之は即上記の目的にて其地の學校生徒によりて耕作せらるべきものであつて、學生義勇團の事業の一種である。元來この種の計畫は戰爭以前よりありたるものなれど實行の運びに至らなかつたのであるが、今や時局の刺戟の下に實行せらるゝこととなつた。開設式には大公妃マリヤ・バウロウナ殿下を始め、地方長官、教育管區長等臨場し、また同殿下より該事件を叡聞に達したるに皇帝陛下より左の返電を賜はつたのことである。

「プスコフ」學生義勇團の菜園に於ける新事業を知り歡喜に堪へず、殿下は、彼等に對し彼等の表明せる忠君の情に對する朕が感謝の意と、傷病兵救濟を目的とする彼等の事業の成功に對する朕が祈念の意を彼等に傳へられよ。

上記の二事實につき、「ノーオエウレミヤ」紙評論家「メンシコフ」氏は同紙上に論文を登載し、上

記の陛下の親電はこの民間事業が政府の意見と一致し其同情を得たることの證なりとし、久しからずして同一事業の數十萬を報道するの機會に接すべきことの希望を述べた。氏は曰く、些細の事業にても其開設式を仰々しく花々しくすることは現代殊に我國(露國)の習慣にて、戰時病院や孤兒給養所の如き寧ろ憂愁悲哀に満ちた施設にも華々しき開業式を行ひ、しかも其施設の效果は却て之を忘却するは誠に現代の惡弊であるが「プスコフ」の學生義勇團の新事業は、かかる種類のものでない。青年の三ヶ月間の眞面目なる勞役はよく其目的を達し得ることを述べて居る。農務省の飛檄に對しては、メンシコフ氏は、かくの如き政府側よりの行動はなほ餘程早く爲さるべきものであつて稍時期を失したるの感あれど善事は遅れても善事なれば國民は政府のこの發端を利用するに力を盡すべく、目下は空論の時にあらずして實行の時であると述べて居る。

尙ほまた上記の如く十五歳以上の學生義勇團が耕作事業に從事するに必要な智識を與へんために、帝國農業博物館は熟練せる技師を聘して短期の講習會を開設し、土地と其耕作、肥料、種子栽培、畠地と其整理、收穫農業器具等につき説明を與へた。其の第一回講習會が大成功なりしため二回三回を繼續し純農業の外、牧蓄、牛乳搾取、園藝等につきての講義を行つた。

又た女學生のためには田園家政に關する講義を開設し、衛生法小兒養育法等の諸般に關し短期講

習會を催し五月二十日第一回講義あり、毎日二時間の豫定にて、なほ近郊へ遠足を爲すと云ふことである。

* * * * *

第六編 伊國の少年義勇團

第一章 伊國少年義勇團

千九百八年頃英國に於てサー、ロバート・バー・デン・ハウエル氏が少年義勇團の組織を唱道し其創立者として卒先同團の進運に貢献せられたことは普く世人の知る處である。爾來未だ幾星霜をも経ないので此少年團は急速の歩調を以て獨り英佛ばかりでなく海の彼方なる日本、支那、暹羅、濠洲、布哇等に波及し今や實に世界的と爲るに至つた。

伊太利亞に於ても孤立せる諸種の少年團が今や伊國少年義勇團 *Corpo Nazionale dei giovani esploratori* に合併せられた。此合併は最も有力なものとして最近自治團中に於て重要な位置を占むるやうになつた。而して本少年團も大勢の推移に連れ自然其組織上の細則に若干の變化を生じたけれども世界に於て行はるる少年義勇團に共通なる主義と基礎とを有して居る。

少年義勇團は實質的教育をして生れ出でた。従つて少年團を目して學校と考へてはならぬいと同時に一定の智的教育或は一定の學科の指導に基くものとも考へてはならぬ。就中少年義勇團訓練の價値は爾後學校に於て教育すべき基礎的能力を鞏固ならしむることにある。即ち少年時代に於て其性格、紀律、獨斷心及び意志を啓發するものであつて畢竟少年のあらゆる精神的機關

を改善するに在る。是れ少年團の第一着に決定すべき事業の領域である。斯く少年義勇團の訓練は少年時代に於て上述の能力を發展せしむるに注意し正則的教育に依らず直に日常生活に此等の能力を活用せしむるのである。而して少年義勇團の活動が野營生活を完全に行ひ得る域に達したならば最早其訓練は完成したものと謂ふことが出来る。其他少年義勇團の實質教育主義は共同生活に依て得られるものである。少年義勇團が少年時代に於て教育せねばならぬと求むる能力の大部分は共同生活に於ける實驗に依るでなければ到底各個に之を了得することが出来ない社會的性質を有するものである。

少年義勇團隊長の語る處に依れば少年義勇團に入團した少年は非常に其動作の敏捷と精神の強固等を加へるのは争はれぬ事實であると確言した。之を一例に徵すれば本年十歳の一少年が少年團に入團したのに直ちに團友と共に三日間の長旅行を爲したが、其第一夜の野營に於て就寝合図を與へられた時他の一少年が此一行中の最年少者である十歳の少年の泣いて居るのを認め直に之を隊長に報告した所が隊長は右最年少者の側に近づき何故に泣いて居るかと問うたのに對して暫時沈思の後指が痛むと答へた。隊長は其痛むと云ふ指を驗したけれど何等異狀を認めなかつた。稍あつて少年は泣きを止め痛みが止まりし旨を申出でた。是れ此少年が家郷を遠く離れ見慣れぬ年長者と天幕内に一夜を明かすの寂寥に堪へずにて泣いたと分明である。然るに此少年の心中には

此旨を自白するよりも寧ろ右のやうな口實を設くるのが勝つて居ると信じたからであつた。是れ彼が少年團に入り共同生活の苦痛に耐へずして他に慰藉を求めるよりも却て自から此苦痛を制しあんで幾多の困難に打勝たうと決意したからである。實に彼の少年の腦裡には隊長より問はれた其刹那に新なる克己心が發生したのである。蓋し其克己力は勇氣の基礎たる「男子の耻」と云ふことを感じたからであるであらう。

少年義勇團は勿論階級的に組織せられて居るから恰かも小軍隊の小兵士の觀を呈して居る。而して少年團は一の國民軍であるけれども秩序ある共同動作に依り多數人員の努力を集むる意味の軍隊であつて即ち學校も工場も僧庵も新聞社も夫々階級的に組織せらるるが故に是亦等しく軍隊であると云ふ意義に於て少年團も一の軍隊と云ふことが出来る。要するに種々の意志を有する團員に共通する規則及び紀律を有して居るけれどもバーデン・ハウエル氏が謂はれた如く少年義勇團は兵卒の諷刺畫ではなく尙又其行動たるや軍隊の模擬でもなくして實際行軍及び野營中恰かも限りなき日常生活の必要に對して自ら之に當るべき大家族の如きものであつて二個の主義を有して居る。其一は多人數協力の必要、指揮する權力者及び紀律の必要、其二は團員相互的神精神の調和、意見と同情の交換及び同胞的情誼の涵養である。されば少年義勇團の紀律は外より之を命ずるものではなくて同一なる生活狀態より不知不識の内に自然に暗示せらるゝものであつて往昔羅馬に

於て行はれた實物教育の再現と見ることが出来る。

斯の如く少年義勇團は軍隊の模擬ではないから其の動作を以て遊戯團體と目すべきではないのである。是れ行軍、作戦及び廣野に於ける諸種の運動に依り啻に身體の健康を得るばかりでなく心的及び道徳的の改善に與つて力あるものであるからである。

英國少年團の行動は時々アングロサクソン氣質の喜ぶ主義に依て少年團を市の巡察に派し半ば國境の番人半ば古武士の如き幾分滑稽的風習を帶びて居る。

今や伊國少年義勇團の行動は學校に於ける冷淡なる専門主義の教育では到底課することの出來ない道徳的生活の理想を鼓吹しやうとするものである。此の主義の最善なる部分は共同一致相互救濟の意義中に存在して居る。現今吾人が目撃する戰時市内偵察としては少年團は最も有益に其腕を市民に貸與し、或は店の番或は看守として夫々終日能ふ限りの勞務に盡瘁して居る。或は疲労を慰むべき夜を寝ねずして他の事務所又は停車場に出で出征軍人の送迎及び慰安所の接伴等に立働くものもある。實に現時大戰爭が國內の人心に刺戟を與へ一般的動員の行はるゝ際伊國少年義勇團兒は啻に其團の規約に違はないばかりでなく専念其任務の遂行に餘念なきことを表明して居る。斯くて彼等は能く大人の模範たることが出来るのである。

第二章 少年義勇團の褒賞授與式に於ける伊國皇太子殿下

本年五月廿八日羅馬に於ける伊國中興の英王ヴィトーリオ・エムマヌエーレの銅像前に設けられた式場で羅馬少年義勇團兒約二百名の宣誓式が舉行せられた。

いと嚴肅なる壇上には新たに宣誓を爲すべき少年義勇團兒整列し其右方には賞牌を授與せらるべき三名の少年義勇團兒が其小隊長に從へられ整列した。抑も此等三名の少年は如何なる功績ありて名譽ある賞牌を授與せられるのかと云ふのに先頃奧國飛行機がヴェローナ市エルベの廣場にて怕るべき幾多の爆彈を投下した際に群衆は恐怖の餘り先を争つて八方に遁避したけれども此時に當て獨り彼の少年義勇團兒等は廣場に來合はせる婦女小兒を警戒しつゝ爆彈の爲に負傷せる者及び四肢を斷たれ自由を失ひし者を手厚く介抱しつゝ自若として其處を去らす我を忘れて義勇團の職責を全うせんと努めたからである。

定刻に至り少年義勇團の制服を召させ給へる皇太子殿下は自動車を驅りて式場に着せられた。群衆は殿下の御臨場に對し狂喜して歓迎し奉り少年團は捧銃して敬禮を行つた。又諸大臣及び伊國少年義勇團幹事長コロムボ教授は熱誠を籠めて御接待申上げた。

式場ではアブルツチ公よりの同團に加盟すべき電報を朗讀し、次にグリツボ文部大臣、マリーニ

將軍の演説後コロンボ幹事長は壯重なる口調を以て宣誓文を朗讀せられ之に對し列席せる少年義勇團兒は「堅く之を誓ふ」と一聲高く絶叫しつゝ幹事長に答へた。此間軍樂隊は囂鳴たる進軍譜を奏し四邊は一層活氣に満たされた。次で彼の勇敢なる三名のヴエローナ少年義勇團兒は皇太子殿下の御傍近く召されチエレジヤ卿は是等少年の勇敢なる振舞と克己心とを激賞し而して將來文武教育上の模範たるべき事を指摘し短簡に演説をせられた。

夫より 皇太子殿下はニコライ・ト・パリデ氏の捧持せるヴエローナ少年義勇團旗に御手づから金賞牌を附けさせ給うた。此時チエレジヤ卿は右の勇敢なる少年團の模範者ツオニー・エシツオ、デ・ボニス・クラウディオ及びアミスター・アルフォンゾに對し銀賞牌を授與し參列者一同は是等三少年に對し熱烈なる賛辭を浴せ場内鳴りも止まぬ有様であつた。

因に本日參列した重なる諸官は文部、海軍の諸大官及びサラモーネ將軍、ラーヴア、チエレジヤ、ロージの諸卿の外知事、諸名士の多數を網羅し少年義勇團の前途に偉大なる光明の輝きを添へた。

第三章 伊國皇室と少年義勇團

本年四月二十四日 皇太子殿下の御希望に依り少年義勇團長ボナルディ氏は其命に從ひ帝室御苑に於て少年義勇團の演習を兼ね大集會を開催せられた。當日御招待を受けたものは羅馬少年義勇團兒の外伊國々民團の各部代表者亦此光榮に浴し、其他 アレッサンドリア、アンコーナ、ベルガモ、ボローニャ、カツシーノ、チヴィタヴェッキヤ、ミラノ、ナボリ、ボルティチ、サレルモ、サロンノ等殆んど全伊國少年義勇團が參加した。

此等の少年義勇團兒は 皇后陛下を始め奉り義勇團の制服を召させ給へる 皇太子殿下、内親王並びに黒山國の王子、少年義勇團長及び他の諸顯から歓迎せられた。

御苑の廣闊なる大草原には少時にして天幕、炊事場、野戰病院、展望臺、二基の樹木間に懸けられたる網及び棒にて造れる橋、二條の電線を急設せられ、伊太利亞軍隊の勝利に對する祝辭を表せる光線を放射して交換した。尙又假裝負傷者救變演習をも行はれたが此演習には 皇后陛下親ら御參與遊ばされた。

夫れより晝食を分配せられたが食事中恐れ多くも 皇太子殿下は御學友と共に諸員を御歎待遊ばされた。食後皇室總掛りにて御參與せられたる娛樂を催され、これには最も御幼少なる内親王マ

リア殿下に至るまで加らせ給うた。此娛樂の後午後一時に至るや集合喇叭の音響き渡り全員は皇后陛下の御傍近く召され陛下には 皇太子殿下をして是等全員に御記念品を分與せしめ給うた。尙 皇后陛下及び黒山國王子は少年義勇團幹事長コロムボ氏に對し御鄭重なる御挨拶を給はつた。是を以て見るも如何に伊國皇室が少年義勇團の前途に待たるゝ事の多いかを窺ふに足るであらう。

文 部 省

大正五年十一月廿七日印刷

大正五年十一月三十日發行

東

京市牛込區榎町七番地

印 刷 者

渡 邊 八 太 郎

印 刷 所

日 淸 印 刷 株 式 會 社

東京市牛込區榎町七番地

파 5037

明治廿九年十一月廿日
文書
大正十二年十一月廿日
明治廿九年十一月廿日
文書

大正十二年十一月三十日
大正十二年十一月三十日

終

